

燕市職員旅費支給条例の一部改正について

燕市職員旅費支給条例（平成18年燕市条例第55号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

燕市職員旅費支給条例（平成18年燕市条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第24条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張」の次に「又は赴任（市長が特に認めるものに限る。以下同じ。）を」を加える。

第7条第1項中「日額旅費」を「移転料、扶養親族移転料及び日額旅費」に改め、同条第2項中「第20条」を「第22条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

3 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、公務上の必要により有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担するときの車賃の額は、その実費額を加算した額とすることができる。

第23条を第25条とする。

第22条第2項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改め、第2章中同条を第24条とする。

第21条を第23条とする。

第20条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に規定する額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ、別表第2に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合は、前号に定める額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合は、前号に定める額に相当する額

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に応じ、次に定める額の合算額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び食事料の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に定める額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における当該職員相当の日当、宿泊料及び食事料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人につきその移転の際における当該職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算した額

2 前項の規定により日当、宿泊料及び食事料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前2項の規定を適用する。

別表第1中「20円」を「22円」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第20条関係)

鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	鉄道500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄道 1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000キ ロメー トル以 上
93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。